

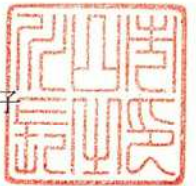
公募型プロポーザルに係る手続き開始の公告

し尿処理手数料管理システム更新業務委託について、公募型プロポーザル（以下、「プロポーザル」という。）により優先交渉権者を選定するので、次のとおり公告する。

なお、このプロポーザルへの参加を希望する者は、以下に定める事項を承諾の上、参加の申し込みをすること。

令和 8 年 5 月 8 日

川口市長 岡村 ゆり子



1 業務概要

(1) 業務名

し尿処理手数料管理システム更新業務委託

(2) 履行場所

主たる作業場所は受注者の事務所とする。

(3) 履行期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 7 日まで

(4) 業務内容

別紙「し尿処理手数料管理システム更新業務委託仕様書」のとおり

(5) 見積りについて

見積対象は、令和 8 年度の一時経費と運用開始後 5 年間分（令和 9 年 3 月 8 日から令和 14 年 2 月 29 日まで）の運用経費の合計金額とすること。ただし、令和 8 年度の経費については以下の金額を限度額とすること。

- ・一時経費：10,857,000円（税込）
- ・運用経費：88,000円（税込）

(6) 実施方式

公募型プロポーザル方式

2 参加資格

プロポーザルの参加資格は、参加表明書の提出期限である令和 8 年 5 月 15 日（金）現在において以下の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 原則として、川口市物品入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4（昭和 22 年政令第 16 号）の規定に該当しない者であること。
- (3) 川口市有資格業者に対する指名停止等の措置基準の規定による指名停止措置の期間中でないこと。

- (4) 川口市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱の規定による指名除外措置の期間中でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく会社更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 会社法（平成17年法律第86号）の規定に基づく精算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (7) 同一の案件に参加しようとする者のうちに、その者の代表者（見積り及び契約の締結権限を有する受任者を含む。）と同一人が代表者となっている者が含まれていない者であること。
- (8) 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

3 スケジュール（予定）

内 容	期 間 等
参加事業者から質問の受付	令和8年5月15日（金）12時（正午）まで
参加事業者へ質問の回答	令和8年5月19日（火）までに川口市ホームページ（情報政策課ページ）上に掲載。
参加申込書および企画提案書の提出	令和8年5月27日（水）17時まで
当市から企画提案書等に関する質問	令和8年5月29日（金）まで
当市へ企画提案書等に関する質問の回答	令和8年6月4日（木）12時（正午）まで
選定結果の通知・公表	令和8年6月8日（月）

4 選定方法及び評価項目

(1) 選定方法

提出された参加申込書等及び提案書等に基づき審査を実施し、優先交渉権者を選定する。

(2) 評価項目

- 事業体制
- 見積価格

5 手続き等

(1) 担当部署

川口市 企画財政部 情報政策課 情報システム係

〒332-8601 川口市青木2-1-1

電話 048-258-5706 FAX 048-258-1203

メールアドレス 040.03030@city.kawaguchi.saitama.jp

(2) 関連情報の公開

下記の期間、川口市ホームページにて閲覧に供する。

令和8年5月8日（金）～6月30日（火）

<https://www.city.kawaguchi.lg.jp/soshiki/01020/020/oshirase/51649.html>

6 その他

詳細は、実施要領及び仕様書による。